

「滋賀県保健医療計画(案)」について

1. 趣旨

「滋賀県保健医療計画」は、医療法第30条の4に基づく法定計画として、本県の医療提供体制の確保に関する事項を定めるものであり、現行計画は平成25年度から29年度までの5年間を計画期間としている。

医療法第30条の6では、6年ごと(在宅医療に関する事項については3年ごと。平成26年医療法改正により改正)に、目標の達成状況などについて調査・分析・評価を行い、必要があると認めるときは医療計画を変更するものと規定されており、このたび、国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」が一部改正(H29.3.28)され、「医療計画作成指針」(H29.3.31 厚生労働省医政局長通知)が示されたことを受け、現行計画の見直しを行い、次期計画を策定する。

2. 策定経過

(1) 滋賀県医療審議会・同保健医療計画部会

平成29年 5月29日 (審議会) 諮問

8月24日 (審議会) 主要分野の方向性について / 保健医療圏について

10月16日 (部会) 計画骨子について

11月20日 (部会) 素案について

12月 5日 (審議会) 素案について

(2) 厚生・産業常任委員会

平成29年10月 3日 「滋賀県保健医療計画」の改定について

12月14日 「滋賀県保健医療計画(原案)」に対する意見・情報の募集について

平成30年 3月 9日 「滋賀県保健医療計画(案)」について

(3) 県民政策コメントおよび市町への意見照会

・意見・情報の募集期間 平成29年12月20日から平成30年1月19日

・提案のあった意見・情報数 73件

3. 今後の予定

平成30年3月 医療審議会(答申)

「滋賀県保健医療計画」の策定・公表

添付資料

(1) 滋賀県保健医療計画(概要案)

(2) 滋賀県保健医療計画(案)

(3) 「滋賀県保健医療計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について